

# 電子契約について

## 1. 電子契約とは

従来の紙の契約書に代わり、インターネット上で提供されるクラウドサービスを利用して、契約の締結を行うものです。

米子市では電子契約に「クラウドサイン」を利用します。



### ※クラウドサインについて

多くの企業や地方自治体で導入実績がある電子契約サービスであり、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録する制度であるISMAPにも登録されています。また、電子署名法や電子帳簿保存法に準拠する仕様を標準仕様としていることから、法的にも安心してご利用いただけます。

## 2. 電子契約の対象案件

令和5年度以降の契約が対象となります。ただし、書面で行うことが法令等で規定されているものは除きます。

また、契約事業者様が電子契約に同意されない場合は、従来どおり紙の契約書で契約させていただくこととなります。

## 3. 電子契約を行うメリット

- (1) 契約書の印刷・製本・押印・持参（郵送）等の作業がなくなり、ウェブ上で契約手続きが完結するため、契約事務にかかる時間が縮減されます。
- (2) (1) に挙げた作業にかかるコストのほか、印紙税が不要となるためコストの削減が図れます。

## 4. 電子契約を行う際の事務の流れ

- (1) 電子契約の利用については、当該契約の担当者からご案内いたします。
- (2) 電子契約を行うことについてご同意いただいた場合は、電子契約の締結に使用するメールアドレス等を確認するため「電子契約利用申出書」を、電子メールでご提出ください。
- (3) 本市の担当者が契約書データ（PDFファイル）をクラウド上にアップロードすると、クラウドサインからアップロード先のURLが、「電子契約利用申出書」に記載いただいたメールアドレスに送付されます。
- (4) 届いたURLにアクセスしていただき、契約書データの内容をご確認のうえ契約締結に同意していただくと次の方にURLがメールで届きます。最後の方（事業者様側の契約締結権限者様）が契約締結に同意していただくと契約締結手続は完了です。
- (5) 契約締結完了のメールが届きますので、電子署名が付与された契約書（PDF）を保存してください。

## 5. 電子契約の承認フロー

契約締結に関する同意は以下の順に行われます（前の方が同意すると次の人へURLが送信される）。

米子市担当者→米子市承認者→ご担当者様→契約締結権限者様

(省略可)